

議案第 37 号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 13 日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第6号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで、」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項まで及び附則第11項中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第9項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。